

令和4年度 第4回三田市地域福祉審議会

会議録

日時	令和4年9月30日（金）10時00分～11時50分
場所	市役所本庁舎3階302会議室B
出席者	川本会長、畑副会長、大島委員、岡本委員、土取委員、戸出委員、古田委員、安田委員、米井委員
欠席者	川邊委員
事務局	共生社会部：太田福祉共生室長 地域福祉課：吉本課長、後田担当課長、見田係長、森山 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所：梅野、庄司
会議の公開	公開
傍聴者数	2人

1 会議次第

1. 開会
2. 協議・説明事項
 - (1) 第3次三田市地域福祉計画の全体体系（イメージ）（資料1）
 - (2) 第3次三田市地域福祉計画の理念（案）について（資料2）
3. その他
4. 閉会

2 審議経過

1. 開会
(事務局) 配布資料確認。会議の成立を報告。
2. 協議・説明事項
 - (2) 第3次三田市地域福祉計画の理念（案）について（資料2）
(事務局) 基本理念について説明
(川本会長) まず基本理念について、いかがか。
(古田委員) 基本的なことが大体うたえていて、よくまとまっていると感じる。
(大島委員) リズムも含めていいと思っている。「心豊かに」という表現をどう捉えるか

が引っ掛かっている。

(川本会長) お金ではなく心の豊かさをというようなところを強調している文言で、福祉にはよく使われるオーソドックスな概念である。

(事務局) 他市でも「心豊かに」という表現を使っている。総合計画の中でも、福祉関連部門の施策では「心つながる暮らしの安心」という表現にしている。

(川本会長) この辺りは好みや引っ掛かりの問題だと思う。もしご意見がある場合は振り返ってもう一度議論するという形で進めてよいか。

(各委員同意)

(事務局) 体系の修正点について説明

(川本会長) 表現など様々なご意見があると思うが、いかがか。

「心をつなぎ」とあるが、心がつながっている状態とはどういった状態なのか、共通認識を持っておきたい。気持ちが合わなくてもつながっているということが重要だと思う。

(事務局) コミュニティの中で皆さんが生活しているので、気持ちの持ちようを「心をつなぎ」という言葉で表現したいと思った。

(川本会長) 基本目標2に「相談に」という、かなり限定的なつながりを記載しているが、基本目標2の基本施策2「社会的孤立を防ぐ支援の推進」は相談以外にも含まれる。基本目標1に「心をつなぎ」と付けたことで、基本目標2でも関連性を持たせるために「相談につながり」と限定的な位置付けにしているのではないか。基本目標1は「つながり、支え合う」という表現でいいと思う。

支援する側・される側というのではなく、される側の人も誰かしらつながっているという事実が必要である。心がつながっている必要はなく、つながりの実態があるということが重要である。実際につながっているということだけで良いとすれば、表現は「つながり」だけでいいのではないか。逆に、基本目標2は「相談につながり」ではなく、SDGsを使うのであれば、「誰一人取り残さない、受け止める仕組みづくり」などにしたほうがいいのではないか。

ほかにはいかがか。いろいろな角度からご意見を頂きたい。

(古田委員) ここでの「心をつなぎ」は、非常に抽象的で難しい表現だと感じている。心ということが前に出てくるのが引っ掛かる。基本目標2の「相談につながり」は、最初から相談が頭にあるのではなく、困り事や悩み事がまずあって、それを受ける仕組みをどうつくっていくかということだろうと思う。

(川本会長) 「1人1人の困難を受け止め」のほうが具体的で良い。相談はあくまで手段であり、目的は困難の解消ということであれば、その目的を出していくべきではないかというご意見だと思う。

(事務局) 今のご意見はそのとおりだと思うので、検討したい。

基本目標1の「つながり」であるが、昭和、平成の「つながり」は、昔ながらの一緒にご飯を食べる、一緒に活動するという印象があるが、それだけではなく、ちょっと気に掛ける存在であったり、何かがあったときには誰かが助けの手を差し伸べてくれるという安心感なども含めて、令和の時代の「つながり」というイメージを第3次地域福祉計画の中で、市民の方に伝わる文言やニュアンスにできればと考えている。

(古田委員)「心」ではなく「共につながり、支え合う地域づくり」という表現なら、今おっしゃっているご意見や趣旨に合うのではないか。

(川本会長) 令和版の「つながり」の表現方法ということだが、昭和のほうが福祉はパッション、ハートだという表現をしていた。心、情熱などの表現は逆にすごくさかのぼっている印象がある。もっと物理的なつながりの実態があることが求められていて、それが無いから孤立と捉えられる。

「孤立」はつながりがない状態、「孤独」は本人が寂しいと思うことである。「孤立」が令和で改めて言われているのは、本当に人と人とのリアルなつながりがないという問題だと思う。「共に」という表現でもいいと思うし、「心」でなくてもいいのではないかと思う。内容的合意は取れているので、表現の問題になる。ほかに全体的に過不足含めご意見があれば頂きたい。

(戸出委員) 33 ページの基本目標1の2行目に「困ったときに」という表現があるが、手を挙げて発信しなければ地域の中でくみ取れないというイメージがある。支援する側、される側も丸ごと地域づくりの中で対応していく方向性に持っていくべきではないかという議論が出てくると思う。

(事務局) この表現だけでは伝わらないので、検討したい。

(川本会長) 地域福祉の目標は、福祉の申請主義をどう乗り越えるか。申請を出さないと助けてもらえない福祉の制度的な在り方を乗り越えて、どうすれば声を挙げなくても困難を解消できるかというのが1つの大きな目標だとすると、今のご指摘の表現をここでしっかり見せていけるといいと思う。

基本目標2の基本施策1、施策の方向性1に「早期発見・支援につながる」とある。地域福祉の研究者も当たり前のように使っている一般的な言葉だが、「早期発見」というのは困っている人を見つけることを仕組化するということである。

ある自治体で、ひきこもり発見というプログラムを行ったが、ひきこもり当事者からすると、「見つけられる恐怖」を感じたという声が、その自治体だけでなく、ほかの自治体の若者や当事者グループからも多く上がった。専門職の人は、ひきこもりはよくないことという前提で、ひきこもりの人を困っている人だと決め付けて見つけてしまう。そこに当事者は恐怖心をもつ。支援する・される関係性がないとすれば、発見する・されるという関係性も非常に危険な表現になるのではないか、そこは表現で、意識は変わると思う。ひきこもりの人たちと、どのようにつながりを持てるかが大きな課題であって、発見するものではない。社会に出にくくて困っているという声を、本

人が挙げやすい状況をどのようにつくるかがポイントになるので、意図的にはそういうニュアンスを足していくといいと思う。みんな当たり前に使っているが、当事者からすると、とても違和感がある。

(大島委員) 1つは、「多様性の尊重」を、基本目標1・基本施策2の施策の方向性辺りに書いたほうがいいと思う。人権やLGBT、外国人などいろいろな人たちがいて、分かり合うのが難しいかもしれないけれども、存在がお互いに伝わっているという意味での尊重、人権施策を地域福祉の中にも盛り込む必要があり、きちんと明文化したほうがいい。

もう1つは、基本目標2・基本施策3・施策の方向性2に「包括的な相談」とあり、「包括的」のほかに「重層的」という言葉もよく使われる。また、33ページに、相談支援、地域づくり支援、参加支援を「一体的に」行うとあるが、この「一体的」とか「包括的」というのは分かるようで誤解を招く。「多機関連携」と「一体的」は語彙矛盾しているようにも思う。基本施策1で、地域で何か気になったことを気に留めた人がいたり、自分自身で抱えきれない話があったとき、専門職や近くの人に相談できるという意味では、相談の層が重なっていくという意味なので「重層的」ではないかと個人的には思ったが、どのように理解したらいいか、言葉の確認をしたい。

(川本会長) 「多様性の尊重」を施策として入れるかどうか。もう1つ考えられるのは、全体に通底する概念として、多様性の尊重＝人権の尊重ということもある。福祉としては人権の尊重の中に多様性も含んでいいと思う。1ページの地域福祉の説明のところでしっかり記載して、施策全体の通底理念が分かるようにしておく方法もある。大島委員のように、多様性をもう少し打ち出していく方法もある。去年の策定委員会でも議論があった、外国人の人たちをどう受け止めるかを施策に位置付けるのも1つだと思う。こちらは様々な意見があると思う。厚労省が「包括的」と使ったために、専門職の中でも「重層的」という言葉との混乱が起きて、ある意味制度の説明概念になっているので一般的には全く意味が分からない。一体的、包括的と言いながら「多機関連働」というと分散型になるので、語彙矛盾があるというご指摘だが、多様性と包括的という表現について、事務局お考えはあるか。

(事務局) 多様性の尊重については、事務局としても重視しているが、今後、5年間計画を進めていく上では重要だと思うので、どこかに明記できるようにしたい。

(川本会長) 「包括的な相談支援ネットワーク」と、1と2が、語彙矛盾が生じているのではないかという意味合いだと思う。

(事務局) 包括的支援体制と重層的支援体制については、取組と手段の違いと認識している。複合的な課題があるときに、1つの部署では対応できないため、横串を刺していろいろな部署がそれぞれの役割や制度をミックスさせて支援していくことを「包括的」と言っている。困り事や悩みは多種多様で、高齢者問題、障害者問題、外国人支援などが世帯の中で混在しているので、包み込むように支援していく。重層的は、包

括的な支援をしていくときに、具体的に解決するための支援方法で、いろいろな部署が連携して解決していく手段と捉えている。

(川本会長) 施策の具体的な内容で、理解できるのかというところもある。一般的な用語として当たり前に使われているので間違っているということではないが、分かりやすいかどうかという話である。工夫が少し必要なので、話を進めて内容を見つつ、適切な表現を探るということで、継続検討していくこととしたい。

理念と施策体系の大まかな漏れ落ちがないかについて、チェックできたと思う。続いで議題に移りたいと思う。

(1) 第3次三田市地域福祉計画の全体体系（イメージ）（資料1）

(川本会長) 社協の計画は策定時期が少しあとになるが、かなり熱心な議論をされている。地域福祉計画と地域福祉推進計画は両輪なので、結果的にずれてはいけない計画である。どのような議論をされているのか、現状について畑副会長よりご説明いただく。

(畑副会長) 当日資料を基に説明。

(川本会長) 推進計画の具体的な方向と地域福祉計画との整合性は常に図っていく必要がある。どのようにひも付けていくか、丁寧に見ていかないといけない。事務局サイドで、どのように整合性が取れるか議論する必要があるが、随時共有いただきたい。

(事務局) 資料1 第1章～第2章について説明

(川本会長) 何かお気付きの点があれば、ご意見頂きたい。

(大島委員) 先ほど川本会長が人権について総合的に規定するとおっしゃったが、例えば5ページの図に、いろいろな計画が地域福祉計画にぶら下がっている。その土台として、人権の話やまちづくり基本条例全てに包括するような話は、こういうところでも触れられるのではないかと感じた。

次に、三田の人口の特徴として、事実として全国より高齢化率は低いと書いてあるが、危機感が感じられない。例えば、20年、30年後の推計では一気に変化が予兆されているとあれば何となく分かるが、だからこそ必要だということをお程度見せてもいいのではないか。また、20代の人口が明らかに少ないことや、10代後半から大学進学や就職で一気に人が減ることは、ほかの自治体以上に顕著な事例なので、そこは触れたほうが三田市らしさになると思う。

(川本会長) 第1章「1 地域福祉とは」の第1パラグラフ、「すべての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり」という文に、幸せの前提として多様性や人権についての説明が入るとスムーズではないか。かつ、計画の共通認識としての多様性、人権を4、5ページに入れるといいのではないかと思う。地域福祉の説明は、文を増やすわけではないので入れられると思う。5ページ目もそれで検討するのはあり

だと思う。

無理に危機感を表すことはないが、将来推計的にどうなっていくかというところと、20代の人口が非常に少ないという特徴を、説明の中に記載する程度で十分なのか、統計的に世代ごとの人口ピラミッドのような図を示してしっかり見せていくほうがいいか。いかがだろうか。

(畑副会長) ピラミッド的な図のほうがいいと思う。計画の冊子が出来上がったあと、地域で説明する際にも、文章よりも誰が見ても分かる状態で示すことが重要だと思う。三田は直下型の高齢化率なのはもちろんだが、10ページの世帯数の推移を見ると、三田の場合、言われていたように20代がいないということは、子育て世代がどれだけ増えるかというところと、単身高齢者が増えるというところを、市民の方がしっかり押さえておくことが、これからの暮らしを考える上で重要ではないかと思う。

(川本会長) 図で推計を示すことは可能か。

(事務局) 総合計画では、5歳刻みの人口ピラミッドの図を載せているので、可能ではないかと思う。内部で検討させていただく。

(川本会長) 次のページの、単身世帯の増加率が高くなっていくことについてはどうか。

(事務局) この部分の推計は、国の調査になるのでデータを出すのは難しいと思うが、所管課に確認して検討する。

(川本会長) 単身世帯の増加に起因する課題は、孤立・孤独の問題と空き家化の可能性など、地域福祉だけでは捉えきれない問題を秘めていると思う。世帯の説明のときに、「単身世帯の増加が著しい」という記述はできる。平成12年から今に至って倍増しているため、このまま増えていくことが予測されるだろうという書き方は可能だと思う。

(大島委員) 10ページ左下の高齢者世帯数の推移のグラフのように、2軸グラフにできないだろうか。割合も重要になると思うので、左が実数になっているが、右にパーセントを入れて、総世帯に占める高齢者の比率がどれだけ変化しているかというところ、恐らく実数以上のパーセントの伸び率になると思う。見せ方として、そういったところも大事ではないかと思う。

(川本会長) 見せ方の工夫である。恐怖を無理にあおる必要はないが、事実が視覚的に分かりやすいようにしてはどうかという話で、全体のスペースの問題もあるので、できる限りの努力をしていくということで、検討させていただければと思う。

(戸出委員) 2045年に人口が10万人、生産年齢人口は5万人を下回るとあるが、それほどのような影響が危惧されるのか。

(川本会長) 自治体の規模や財源の問題、住みにくくなるなど、人が減ることが全て悪なのか、そういった影響が分かりにくい。単身世帯が増えると孤独・孤立の問題が増えるということはイメージがつくが、総人口が減って生産年齢人口が下がっていくことで、暮らしにどのような影響が出てくるのか。特に10万人を割るということは、どういう意味になるのかというご質問である。

(事務局) 少子高齢化が進む中で、全国的に人口が大きく増えないことは受け止めないといけない。三田の場合、もともと 20 万人都市を目指してニュータウン開発や各公共施設などハード・インフラ系の整備をしてきた。市内各地区のいろいろな施設の維持管理もしくは建替え時期が来たときに、人口のレベルと規模がマッチしていないという形で財政面での影響が一番大きく出ると思われる。

もう 1 つ、生産年齢人口が減ると市税が減少するため、結果的に社会保障を支える財源にも影響するし、公共施設のマネジメント計画にも影響が出てきている。人が減ることを受け止めながら、いかに持続可能なまちにしていくかについて、市全体では取り組んでいるところである。

(川本会長) 全国自治体の共通課題として、子育てしやすいまちづくりや次世代育成にも関わるので地域福祉の中では扱えないのかもしれないが、人口が減ると財政との関係から、今当たり前にある生活インフラが脆弱化していく可能性が生じると思われる。10 万人を切ったらこれをやめるといった取り決めがあるわけではなく、一つの目安であって、生産年齢人口の割合が非常に高ければ問題ないわけである。表だけで全てを説明することは難しいが、どのような影響があるかは気になる場所である。

(戸出委員) 将来推計のグラフで、2065 年まで必要なのか。

(事務局) 人口ビジョンの資料を、そのまま掲載している。

(川本会長) 統計的に見せること自体、どれだけ地域福祉計画に意味があるかという興味関心からいくと、こういう状況になっていくという統計的な認識を共有できるのは悪くない。先ほどの問題認識をどう説明するのか。事務局で検討させていただければと思う。

(事務局) 資料 1 の第 3 章～第 4 章について説明

(川本会長) 35 ページの圏域について、最後の行の「地域での活動の……引き続き検討していきます」というのは内容的にはいいが、いつどこで誰がというのがない。例えばどこでというのは「地域福祉推進委員会で」とか、次回以降の推進体制の議論のときに、この議論はどこですかマッピングしていかないといけない。検討していただければと思う。

34 ページの施策体系については、先ほど議論いただいた 3-2 だけ制度のことが書かれていて異質である。施策と制度は違うという前提がある。施策の下に制度が位置付けられるはずで、懸念点をお持ちの委員の方が多いと思う。安田委員のご見解はいかがか。

(安田委員) 成年後見制度利用促進基本計画は、権利擁護になる。その中で、成年後見制度を必要な方は利用しようということになっているので、違和感がある。

(川本会長) 成年後見制度があっても権利擁護があるのではなく、権利擁護があっても成年後見制度が位置付けられるという見せ方をしないと、成年後見制度利用促進基本計画

としても違和感があると。要するに、前の「権利擁護」を表題にして、その1項目として成年後見制度利用促進基本計画を書いてもいいが、表だって施策とするとずれが生じるというご意見だと思う。ここが一番大きな論点で、前回もこの違和感はほかの委員からあったと思う。特に、社協の権利擁護の考え方とはずれているので整合性を図っていく必要がある。

(事務局) 施策のところには「権利擁護」という表現を用いて、成年後見制度利用促進基本計画という制度は手法として、参考資料の体系図にある施策の方向性に落とし込んでもいいのではないかという趣旨か。

(川本会長) まずはその確認である。

(畑副会長) 安田委員がおっしゃったのは、成年後見制度利用促進基本計画は、そもそも権利擁護を推進するための計画であって、その中の一部として成年後見制度の利用が入っているということだと思う。成年後見制度は後ろでいいという話だと思う。

(安田委員) 計画自体は、権利擁護の中でも成年後見制度を促進させるという立ち位置であり、成年後見制度の促進に特化している計画ではあると思う。

(川本会長) 権利擁護という母体があって、その中の1つに成年後見制度が位置付くということなので、権利擁護施策の中に成年後見制度が位置付いているということだと思う。ここが先だって成年後見となると、権利擁護を全て包含しないことになり、それはいいのかという問題提示だと思う。

(事務局) 権利擁護は広く全体に関わるので、それを施策の方向性の全体のところにちりばめて入れていくという考え方では成年後見制度がぼやけてしまう。

(川本会長) 例えば、権利擁護の基盤となる権利意識を、専門職1人1人が持っているかという重要なポイントや、福祉にかかわらず、教員が子どもの権利を理解しているかも含めて権利擁護で、権利意識を持った人をいかに増やすかが権利擁護の一番の基盤だと思う。それが権利擁護推進の施策であれば、1つ目に「権利についての意識醸成を図る」、2つ目に「全ての専門職は権利に基づいた相談支援を担う」、3つ目に「成年後見制度の利用促進を図る」とくると分かりやすい。そうすると、具体的な施策の方向性に「成年後見制度の利用促進」と入っていても違和感がない。地域福祉計画の中に記載すべき事項なので、それさえ記載すれば条件はクリアしているのではないかと思う。

(畑副会長) 土台として押さえるのであれば、どこかにしっかり入れ込んだほうがいいと思う。社協の資料では、権利擁護について、「狭義と広義」についてまとめられており、「判断能力がない方を対象として成年後見制度の利用を促進する」でよいが、そうではない方たち、1人1人の人権・権利はどう守られるのか。そこがベースにあった上で、プラスのところをしっかりと書かないといけない。ここに書かないのであれば、そのこともどこかにしっかり記載する必要がある。認知症高齢者は守られるが、支援している介護者の権利はどうなるのか、ということも不安定になるのではないか。

(事務局) 51、52 ページを見ていただくと、計画自体は個別に作らないという定義の中で、施策の方向性に入れてしまうとより小さくなる。52 ページの一部が成年後見制度の計画になるので、計画としてどうなのかということもあり、より発信性を高めるために、大きな施策として進めることを市民に投げ掛けたいということで頭出しをした。委員の皆様のご意見を踏まえながら、工夫して分かりやすく発信したい。

(安田委員) 成年後見制度利用促進基本計画も、第1次でも一応解説されているが、いろいろな捉え方があり、なかなか難しい。分かりやすく伝えていかなければいけないし、困っている人のためにも、計画の中に入れていけないう思っている。

(川本会長) 非常に難しく、曖昧で悩ましいところである。打ち出さなければいけないということは分かるが、一般の方は「成年後見」「市民後見」「補佐」と言われると全く意味が分からない。もう少し丁寧な説明で、我々がこれを見て共通認識としてお伝えできるものにしないといけない。検討が必要である。

(安田委員) 「権利擁護」という言葉もそうである。

(川本会長) 権利とは奪われるものでも獲得するものでもなく、本来備わっている当たり前のもので、それが満たされていない人たちにどう回復の余地があるかという議論になるので、非常に難しい。議論するにも難しい専門的なところがあるので、安田委員からご意見を頂いて、次回、たたき台を出させていただけようと思う。今日決定しなくても、まだ余地はあるか。

(事務局) 次が最終になるが、大丈夫である。

(川本会長) 次回が最終なので、全体としてほかに気になる点があればご意見を頂きたい。

(畑副会長) 基本目標3の基本施策3に「防災・防犯」とあるが、包括的支援体制などから入れているところもあり、再犯や触法者の部分に触れようとしているかと思う。そこはどう入れるのか。

(事務局) 地域の生活を守る、安心した暮らしということで、国のガイドラインにも入っている。防災と併せて地域で安心して生活していくということで「防犯」としている。再犯については、46 ページの基本目標2の基本施策2「孤立の要因の解消・社会的自立に向けた支援」に記載している。あえて「再犯」という文言は入れていないが、施策の方向性の中で、個別具体的内容を入れている。

(川本会長) 46 ページの再犯への位置付けについては、前に確認させてもらった。防犯のところに入れるのかとも思ったが、こちらに入れたほうが良いと思っている。

(畑副会長) 42 ページ、1-3-2「地域福祉に関する学習機会の充実」は子どもを対象にしていると思うが、地域福祉に関する学習は子どもから大人まで全てに対して行っていないといけないので地域全体になると思う。社協でも福祉学習など、主に学校に対して働きかけるが、今後、地域全体に向けてよりシフトしていきたいと思っている。

(事務局) 市の取組については、畑副会長から具体的な施策をご助言いただきたい。

(畑副会長) 地域における支え合い活動の大切さとしては、子どもだけでなく、住民全体がということだと思う。

(事務局) 会長からもご指摘いただいているが、施策の展開は、どこの部署がという個別具体的なところが網羅されていない。ある程度、市の取組も踏まえて、市民や事業者の取組を入れている。あまり個別具体的になると、押し付けのような表現になってしまうので、みんなで考えてやっていこうという抽象的な表現になっている。これを具体的にどうしていくかということで、進行管理もしていく意味でも、推進していく形を分かりやすく表現してはどうかと考えている。

(川本会長) 文章を読んでいるだけでは分かりにくい。先ほどご指摘いただいた48ページの「包括的」「多機関協働相談支援」と、重層なのか包括なのかを言葉より図で示せるか。ニーズキャッチから最後にどこで受け止めるのかという会議体の在り方、福祉課だけでなく様々な分野を横断して、例えば住民同士の支え合いでは難しく民間の専門職でも困難な人たちのケースについては、市や社協の人たちが入ったセーフティネット会議を設ける。具体的な担当課名を入れるかはさておき、このようなメンバーシップで行っている、これが相談支援体制だということを見せると、包括的で重層的という意味が分かる。そういうことが示されないと、それぞれで相談を頑張りましょうみたいに見えて終わってしまう。実際、相談の窓口で住民と向き合っている社協と打ち合わせしながら、それを描けるか。かつ、相談だけではなく全体像の地域福祉計画を推進していく。地域福祉計画、三田市の地域福祉を推進するというときにどういうメンバーシップでどのように推進するか。基本的には、多様な主体がどこで会議するのかといったときに、策定が終わると一般論では、策定委員会は解散し推進体へと変わっていく。そのようなことが明確に示されるかどうかというのは、大きなポイントである。成年後見の議論と相談支援体制図、推進体制については、次回の大きな議論のテーマになってくると思っている。

(大島委員) 畑副会長がおっしゃった42ページの地域福祉学習に関して、地域福祉に限らず企業、事業所という単語がない気がする。要は、企業側はCSRをすごく意識しており、地域貢献がマストになってきている。逆に、行政や地域側としてはチャンスである。そこをどのようにつなぐか、事業者に対して働きかけていくことは必要だと思った。

56ページについて、3-4-3「地域にある資源の連携と開発」と書くのは構わないが、例えばフードパントリーや食の安全も、今後必要になってくると思う。相談に来ない人たちや抱え込んでいる人たちに、食を渡すと話してくれることがある。いきなり行くと話をしてくれないが、何かプレゼントを渡すと、そこから関係性が生まれて話をするということは結構ある。地域の基盤整備を進めていく上で食材のことも触れてもいいのではないか。

(畑副会長) 48ページの2-3-1で、相談支援体制づくりもそうだが、「関係機関」を所管

する市内の後押しがすごく重要で、そこが協働しているかどうか、そのあとの関係機関の協働につながってくる。市内連携が重要視されていると思うので、入れていただいたほうがいいのではないかと。それが、関係機関の連携につながっていくと思う。

(大島委員) パスを回して、そのパスがいつのまにかなくなっているのではなく、きちんと責任を持ってコントロールできる主体が必要だと思う。

(安田委員) 質問だが、1ページの「事業者・団体等」は何を指すのかということで、下に福祉サービス事業、企業、社会福祉法人、支援団体、テーマ型活動団体とあるが、医療関係の方の助けもとても必要である。それはここに入っているのか。

(事務局) 「事業者・団体等」の中に、三田市内で活動している専門職や地域活動を支えている市民も全て入り、医療も当然考え方としては入ってくる。

(川本会長) 「医療・福祉サービス事業者」と入れてはどうか。

(事務局) ある程度、専門的なことと地域の活動を分けて、全体を網羅したい。

(川本会長) 本市でいうと、包括的体制づくりも含めて、包括ケアとは福祉が主軸ではなく、医療政策がメインである。医療の在り方を問うということが基点で、我々はどこかでメインで取り扱っているように見えるが、医療側からすると医療的な意味での包括ケアと捉えているので、医療を入れておいてもいいのではないかと。

(岡本委員) 福祉関係の利用者の要望は、医療面も含め全て入ってくる。社会福祉の中で、福祉関係者が問題を抱えた人の相談に乗り、相談内容が医療関係なのか家庭の問題なのか広いので、それを一括した形で適切な支援をしていくというのが現状だと思う。医療の必要な人も、地域の中で、地域の方に相談していくので、含む形になると思う。

(川本会長) この図の中でどこがという問題よりも、できる限り抜けのない表現に変えていくことが重要だと思う。ここに書いておくことが行動の裏付けに変わっていく。行政計画としての地域福祉計画になるので、書くべきことは書いておきたい。これからの作業が本番のような状態になっているので、もう一度見ていただいて、お気付きの点があればご連絡いただきたい。

次回が最終にはなるが、改めてご提示できるように頑張りたい。今日はご意見を集約したということで、決定は次回に回したいと思う。

3. その他

(事務局) 次回の第5回は10月28日(金)午前10時～12時、最後の審議会となる予定。皆さんご多忙とは思いますがご出席を願いたい。

4. 閉会